

「働き方改革」が本格稼働 時間外月45時間、年360時間の上限規制

この4月から働き方改革の本格始動となり、多くの企業で新しい働き方が求められる時代が到来します。今年の4月から改正されるもの、来年の4月からの改正のもの、それぞれありますが、読者のみなさんにも大きく該当しますし、お住まいご提案するにしても抑えておかなければならない項目が目白押しです。簡単に整理しておきましょう。

●時間外労働の上限規制
原則として月45時間、年360時間等とする罰則付きの上限規制を導入する。また特別な事情が

ある場合に限り、法定上限の設定が①年720時間②単月100時間未満③複数月平均80時間④③は月平均でも休日出勤を含むを越えてはならない。

●年次有給休暇10日以上
上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、5日について、毎年時季指定して与えなければならぬとする(労働者が時季指定したり計画的付与したりしたものを除く)。



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siao.or.jp/>

今が旬の情報提供を 公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

~第24回~

時間外労働減で収入減少?! 公的年金の不足分は民保で提案

ご存じのように、一般成人であれば健康保険を利用した場合の窓口負担は3割負担となっております。日本の国民皆保険の基本となっております。近年では癌や生活習慣病の発症により、高額な医療費になることも多く、家計の負担にも大きな影響を及ぼすことがあります。健康保険制度には「高額療養費制度」があり、一時的な負担を軽減するものがあります。

仮に、全体の医療費が100万円かかったとすると、実際の窓口負担は3割です。30万円の支払いになります。この制度を利用することで、月収が約28万円から50万円の中にある方は8万7千円ほどの負担となり、大きな軽減になります。また、治療が数か月に渡

ク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつくなどが定義され、働き方改革実行計画においても、「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くことに対する考え方やものに手を付けていく改革であるとしています。

このように、これまでの働き方、暮らし方を一度立ち止まって見直そうというものです。この前文にもありますように、健康の確保は私たちが生きていく上で基本であり、最も重要なものでもあり、追われる生活をしていないでしょうか。前置きが長くなりましたが、今月は健康の確保が困難になってしまった場合でも、公的保険の有用性について考えてまいります。

公表されています。また単身世帯での年金額は約10万円ともされ、十分な生活をしていく上での生活費が夫婦世帯で約35万円とされる中で、大きな乖離となって表れています。この乖離を埋めるための保障が民間保険での提案となります。男性だけでなく、女性の単身者も多い中、男性よりも平均的に収入が低かったり、年金額が少なかったりするケースを補っていかねければなりません。これも、公的保険がベースとなり、その上でのプラスアルファの提案につながると思います。

単に不安を煽るのではなく、公的保険でカバーしきれない補償を提案する時代ですので、提案される側も多くの知識を持っていてと考えて臨まなければなりません。働き方改革で長時間労働を是正しようとする中、健康面、精神面での確保や安定が重要になります。

時間外労働が少なくなるため、収入が減って困るという意見も多いかもしれませんが、人生100年時代を生き抜くためには長期的なスパンで捉えなければならぬ時代です。超人といわれたイチロー選手でも力尽きたときがあるわけです。それでもなお自分の体と向き合っていくことがアスリートとしての性分なのか、もしもありませんが、誰しも自分の体は自分がよくわかるはずですので、この時代をうまく活用して乗り切ることを、それに合わせた提案をしていくことが求められていると感じています。

■「保険業界向けセミナー 好評開催中！」
・東京 4月17日(水)
・大阪 5月23日(木)

健康の確保は生活の基本!
「働き方改革」は「休み方改革」でもある